

小山仁示

第1章 被害者・住民運動資料の保存の意義

1-1 公害問題と歴史学

—公害問題資料保存をめぐる—

1. 歴史学会と公害・環境問題

1998年度歴史学研究大会(1998年5月開催)において、現代史部会は「現代史のなかの『環境』」とのテーマを掲げ、宇井純氏を報告者のひとりとして招いた。宇井氏の題目は「日本の産業公害の歴史」であった。当日の報告要旨を掲載した『歴史学研究』NO.716(1998.10)によると、宇井氏は次のようなことを述べた。

「公害とは、どんなものであるかということは、被害の徹底的な調査なしにはできない。」「加害者と被害者の立場が対等ではない。そして、被害者側に一方的に被害が集中する。その被害者側の調査をしなければ、絶対に公害というものにはわからない。」「公害の起承転結……公害の発生—『起』、原因判明—『承』、そこで終わらず、必ず反論が出てくる—『転』、……結局、その公害は、原因不明ということになる—『結』。」「私的資本から公共投資へ……73年以降、今度は景気を振興するというので、公共投資が増えてまいります。この公共投資が、港湾とか、埋め立てとか、道路とかいう建設工事が公害を引き起こす。……電力会社の大型火力発電所、あるいは原子力発電所などの引き起こす公害が問題になります。」

このような宇井氏の発言内容は、公害問題を理解するうえでの原則ともいえるべきものであり、現代史研究者が公害問題を取りあげるさいの心得である。

ところで、どうして今ごろ、宇井純氏が歴史学研究大会に登場して、「産業公害の歴史」研究の初歩的心得を説かなければならなかったのか。約4分の1世紀(25~30年)遅きに失した感がある。宇井氏自身、報告の冒頭「歴研の大会で報告するという事は学生時代には考えてみたこともない光栄」と述べたが、これは皮肉に聞こえる。戦後の日本の公害反対闘争の理論的実践的リーダー(公害被害者と住民運動の助っ人)として40年間活躍してきた宇井氏を、今ごろになって招いて話をきいたのである。歴史学会主流の遅れ過ぎが露呈したというべきである。戦前からの進歩的伝統を誇る歴史学研究会は、やっと今ごろ公害=環境問題の重要性を認識するに至ったのである。

現代史部会では「現代史における『環境』の問題について共に議論する場を設定する必要性を認識」(近現代史部会運営委員会、『歴史学研究』NO.710,1998.5)したのであり、このような動きを推進した岡部牧夫氏は、大会報告号に「体系的な環境の歴史学的な推進が今後の歴史学の課題であると提起」した(『歴史学研究』NO.716)。遅まきながらも、歴史学研究会が公害=環境問題を歴史学の対象として取り上げたのである。今後の成果を期待したい。

「どうして今ごろ、宇井純氏か」と私が思った理由は、もうひとつある。宇井氏は、応用化学・土木工学・都市工学の専門家である。自然科学分野の技術者である。宇井氏は、水俣病、PCB(ポリ塩化ビフェニール)汚染、高知生コン事件など、激的な公害事件に登場し、国際的にも大活躍した。そして、足尾銅山公害問題を日本の公害問題の原点であり、典型であるとした。明治期から大正・戦前昭和期にかけての日本資本主義の急激な成長、そして、第2次大戦後のこれまた急激な成長と、日本の工業生産は世界史上類例のない発展ぶりを示したが故に、その矛盾の産物としての公害現象もまた、他に例をみない激しさで発生したし、公害問題の深刻さは極めて著しいも

のがある。戦前においては、明治期の足尾銅山鉍毒問題がその典型とされ、日本近代史の本質究明の上で、これの研究のもつ重要な意義は誰しも認めるところである。足尾銅山鉍毒問題にあらわれた激的な公害は、たしかに現代日本の公害問題にも直接つながっており、日本近代社会の特異性を雄弁に物語っている。

しかし、ここで注意しなければならないのは、特異性の面にだけ目を奪われていたら、物事の本質究明から遠ざかるという、思いもかけない誤りをおかすおそれがあるということである。日本近代社会の特質究明の観点から、公害問題を取り上げるにさいしては、近代社会という意味での資本主義社会の普遍性のなかにおける日本の特質を把握し、分析することの意義と必要性を忘れてはならないのである(1966年以來の小野寺逸也、小田康徳、三溝義一、小山仁示の業績を参照のこと)。

この意味において、学問上においても、実践上においても、極めてすぐれた業績のある宇井氏の「公害史」に関する先駆的な提言に対して、私たちは歴史学研究の立場から「公害問題史」の視点に立って、問題提起をおこなってきた。1998年度の歴史学研究会大会は、公害・環境問題を取り上げ、宇井氏を招いたものの、ここ30年来の「公害問題史」研究の蓄積を視野に入れなかった。「どうして今ごろ、宇井純氏か」との思いのふたつ目の理由である。

2. 社会問題としての公害問題

公害とは、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる」自然条件の変化によって「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と規定する以上、公害現象そのものは、人類の歴史のなかで割合に古くから、少なくとも近代社会よりも前に存在したことは確かである。

しかし、公害が大量かつ激的に発生するのは、機械による工場生産が産業の支配的生産形態となつてからである。いわゆる産業革命以後である。産業革命は、資本主義社会という意味での近代社会を確立する。資本主義の確立・発展とともに、公害は大規模に発生し、社会問題となる。近代社会固有の社会問題としての公害問題が登場したのである。近代社会(資本主義社会)固有の社会問題としては、労資の対立(労働運動)、女性・幼少年労働の問題、普通選挙権の要求などがあり、社会全体の問題、国家の問題として、その解決が図られるが、公害問題はそのなかでも特に解決困難な社会問題である。

市場機構を通じての私的な利潤追求を目的とする資本主義経済のもとで工場生産の拡大が続く以上、その必然的帰結としての公害現象もまた拡大と成長の一途をたどる。しかも、資本はその投下の適地を求めて地域的に集中し、それはさらに集中を呼ぶ。産業都市に人口が集中し、周辺農村の都市化現象が起こり、都市の過密化と肥大化が進行する。これがために、資本主義的生産活動にともなう起こる公害による被害は、都市において増大の一途をたどる。大産業都市においては、企業数が膨大であり、種別も規模も極めて多様であるために、公害は複合・複雑化する。

近代都市には権利意識にめざめた広範な市民層が形成されるだけに、公害への反対や抵抗が強力に発生する。また、先祖伝来の居住地が急速に工場地帯化し、公害によって生業すら奪われていく農・漁民は、公害発生企業に抵抗を起こすに至る。このように、地域住民の健康と生活環境が破壊され、それへの反対や抵抗が起こってくる状況のなかで、マスコミや知識人は地域住民にしばしば同調の動きを示す。行政の側でも、特に警察・衛生官僚は公害防止対策に着手するようになる。つまり、社会問題としての公害問題が発生したわけで、ここに至って公害は社会科学分野の学問の研究対象となりうるのである。歴史学的考察の対象となりうるのも、このような意味

での公害問題であって、単なる自然的条件の変化としての公害現象ではないのである。

3. 公害問題の史的分析の視点

近代社会（資本主義社会）の確立・発展

機械工業による大量生産

原料・動力源を供給する鉱山・炭鉱の開発

→公害現象の激化

利潤追求・生産力増大・労働者犠牲

近隣住民犠牲・環境破壊

農山漁村を犠牲・工業発展中心

工業都市の過密化と肥大化＝都市公害

→被害住民の動き→行政の対応、企業の対応

→マスコミの反応、裁判闘争

社会問題としての公害問題

被害住民の反対運動、抵抗、抗議が発生することによって、公害は社会問題となり、公害問題となる。このことを宇井氏は「公害は力のバランスで決まる現象であり、被害者側の国民に主権が無く、集団行動ができない国では、ほとんど存在しにくい」と歴研大会で表現した。宇井氏らしい表現だが、独裁国（たとえば旧ソ連など）のように、被害住民が行動不能の国では、公害（公害現象）はあるが、公害問題はないということである。すなわち、公害問題は公害反対住民運動なしでは成立しない（住民運動が微弱ないし欠落状態のとき、マスコミ・医師・研究者・知識人などの動きによって問題化する場合もあるが、この場合でも住民の健康や生活環境に被害が生じたことが前提となっている）。したがって、公害問題史の研究は、被害の実態と被害住民の動きの調査を基礎にしなければならない。

4. 「ノーモア西淀川」

バオ・ニン著『戦争の悲しみ』（井川一久訳、めるくまー刊）に、次のような言葉がある。（49頁）

歴史の中に住む人間に、歴史をあるがままに認識することはむずかしい。歴史生成の現場を見なかった人間には、それはますますむずかしい。嘘の歴史を教えられればなおさらのこと。ヴェトナム戦争の過酷、残忍、哀切を究めた体験を呼び起こす中で、バオ・ニンがなにげなく洩らしたように見えるこの言葉の重みに、現代史家である私は打ちひしがれそうになる。そして打ちひしがれそうになりつつも、それでもなお、いやそれだからこそ、歴史の真実に一步でも近づく努力が必要と自分に言い聞かせている。公害問題の歴史的研究にも、この心がまえで臨まなければならない。

「歴史をあるがままに認識する」ために必要不可欠なことは、資料の収集・保存であり、調査・公開・研究である。拙著『西淀川公害～大気汚染の被害と歴史』（東方出版、1988年）は、弁護団と患者会の努力による膨大な資料の収集の上に成り立っている。冒頭のグラビア部分を見て頂きたい。弁護団が入手した1960年代前半の時期の、大阪・尼崎上空の汚悪煙排出状況を示す写真720枚のうち、ごく僅かを掲載したが、今さらながらその迫りに驚き、往時を思い出すきっかけを作ってくれる。地盤沈下によって煙突だけが海上に突き出た大谷重工業、合同製鐵の今はなき高炉の写真なども貴重である。

写真・スライド・ビデオテープなどの収集（回収）、整理、保存。撮影日時、場所、人名、撮影者などの確定と記録。新聞記事・テレビ報道など。1980年3月～9月の6地区での座談会（録音テープ、テープ起こし）。被害住民、活動家、リーダー、協力した弁護士・医師・研究者。運動の草創期と各時期の状況を丹念に明らかにする必要。以上はとりあえず、思いついたことの列挙である。

激しい闘争→和解・補償→「若い世代に西淀川の歴史を伝えることと、同様の公害に苦しむアジア・世界の各地との連帯」→「ノーモア西淀川」

資料・記録の散逸を防ぎ、総合的に（半）永久保存するとともに、公害の記憶を風化させず、開かれたデータベースとして幅広く活用する。関係者の人権尊重。歴史研究者は、地域の資料（史料）保存に協力しなければならない。

小山仁示（関西大学文学部教授）

3-2 歴史学研究者の役割

1. 歴史家の仕事

私は西淀川公害訴訟において、原告証人として大阪地裁に出廷した。1987(昭和62)年11月27日の主尋問と翌88年3月23日の反対尋問の2度であり、大阪府や西淀川地域の工業化と公害問題の歴史について証言した。このときの反対尋問において、被告代理人から歴史家の仕事について聞かれたのに対し、私は次のように答えている(速記録による)。

私は歴史家です。歴史家というのは事実を収集して、それを確定していく作業、それを集積していく、その中から真実を見つけるというのが私どもの役割なんです。私はよく学生に言うんですけども、我々は過去への裁判官だと言ってるんです。だから間違えることが時々あるということも言うんですけど。だから謙虚にならないかと。裁判だって間違えることがありますよね。過去の事実のどんな切れ端、どんな所に資料があるかわらんと。刑事が髪の毛一本からでも収集してくるように集めるんだと。証拠は絶対残っているんだと。その証拠を収集することによって事実を確定していくと。迫っていく。完全にわかるということは無理だと言ってるんです。だけど迫っていくことは出来ると。その上で真実というものを見つける。ただ、私、あまり評価はしないんですね。事実を並べていくことによって、そこにぼくの真実というものがうかがわれるわけです。事実のやはり取捨選択というものがどうしたって作用しますね。それで一種の判決文を書いているような気持ちになっておりますので、ぼくとしては非常に厳粛な気持ちで文章を書いているつもりなんです。わかり易く書いてますけれども、私としてはものすごく厳粛な過去への判決文のつもりで書いています。私書きますと信用してくれる人が中にはいますから、これをおろそかに出来ないと思います。それが私の歴史に対する態度です。

「裁判だって間違えることがありますよね」とのくだりで、法廷中に爆笑が起こり、裁判長まで笑うという珍しい現象が生じた。それはともかく、私の話し方はせっかちな大阪弁である上に、省略が多く説明不足になりがちなために、不得要領の箇所がありながらも、上記の答弁から私の歴史学(特に近現代史)についての考え方がほぼ理解して頂けると思う。証拠(資料)を徹底的に収集して、事実を一つ一つ確定して、物事の真実に迫っていくという手法が私の歴史学の方法である。そして、これは私だけでなく、多くの歴史学研究者に共通した手法のはずである。

2. 窒素酸化物問題

西淀川公害訴訟で、国側証人は「窒素酸化物が大気汚染物質として注目されたのは、1970年(昭和45)7月18日に東京都杉並区の立正高校光化学スモッグ事件が発生したころからである」と述べた。これに対して、自動車の窒素酸化物問題は1960年(昭和35)ごろから研究者の論文に登場し、1965年(昭和40)には広く社会的に知られるようになったというのが私の主張であった。国側証人と10年、または5年のずれがあった。窒素酸化物問題は、この訴訟の大きな争点のひとつであったから、私の主張の根拠を次に記しておく(拙著『西淀川公害～大気汚染の被害の歴史』130～133頁、167～171頁、東方出版、1988年)。

1960年代前半期における石炭から石油へのエネルギー転換を前にして、石油系燃料の消費に伴う大気汚染の悪質化の予告が、国立公衆衛生院の鈴木武夫のような権威ある研究者によって早くから指摘されていた。たとえば、『科学』30巻2号(1960年2月、岩波書店)掲載の鈴木論文「日

本における大気汚染の現状」は、戦前の煤煙防止運動を総括したうえで戦後に叙述を進めているが、石油系燃料による汚染の一般化を予告している。なかでも「自動車からの油滴、排気ガス」の場合、「発生源は地表に近く、直接我々の呼吸面を一酸化炭素、亜硫酸ガス、アルデヒド、鉛化合物、窒素酸化物、そしてオゾンなどのガス」、さらにベンツピレンのような「発癌性物質を今までより以上に散布する」と指摘していた。

この鈴木の見解と全く同じことが、のちに庄司光・宮本憲一著『恐るべき公害』(岩波新書、1964年)の中に記述されている(同書88頁)。自然科学分野と社会科学分野での公害研究の権威2人の共著になるこの書物は公害問題の入門書、啓発書として、当時はもちろん、今日に至るまで、極めて多くの読者を得た。1980年代以降、残された悪質な公害の例として移動発生源としての自動車、そして窒素酸化物などの問題が指摘されているが、1960年代前半の時期に、早くもこういう形で、そのことが広く一般的に知られていたという事実は極めて重要である。クルマの排ガスから生じる窒素酸化物の問題は、1960年代に識者のあいだでは周知の事実となっていたのである。

『労働科学』38巻10号(1962年10月)に労働科学研究所員三浦豊彦の「日本の大気汚染の現状と問題点」が掲載されている。ここでは、「わが国の場合、石炭による大気汚染がまだ解決していないのに、同時に自動車による汚染がこれに加わったことに極めて重大な意味がある」と述べられ、1960年3月実施の東京都内の交通量の大きな地域での一酸化炭素、フォルムアルデヒド、二酸化炭素、亜硫酸ガスの濃度測定結果などがあげられている。さらに、戦中から当時にかけて頻発していたロサンゼルス型のスモッグによる健康被害の病因として、「石油系燃料に由来する」硫黄酸化物、窒素酸化物、アルデヒドなどを列挙している。

自動車の排ガスに関する報道記事は、1957年(昭和32)ごろから、一酸化炭素、亜硫酸ガス、そして排気鉛が重大問題として取り上げられているが、1960年(昭和35)以降は窒素酸化物または二酸化窒素の語が記事の中に加わるようになる。『読売新聞』東京本社版1960年3月3日付夕刊「自動車汚す?都の空気」が、その早い例である。1963年12月5日の『朝日新聞』夕刊には、自動車の排ガスの「悪役」として窒素酸化物があげられている。1965年(昭和40)12月28日の『朝日新聞』大阪版は「窒素酸化物 排気ガスにかくれた公害 低濃度で強い毒性 市公害対策部観測所設け調べる」と、ついに見出しに「窒素酸化物」の語を登場させた。以後、新聞や諸文献に窒素酸化物は頻出するようになる。以上のことから、自動車の窒素酸化物問題は、1960年(昭和35)ごろから研究者の論文に登場し、1965年(昭和40)には『朝日新聞』に上記のような記事が出たことで明らかのように広く社会的に一般的に知られるようになったと断定出来る。

3. 正確さと厳密さ

1995年(平成7年)7月5日、西淀川公害第2～4次訴訟に対する大阪地裁判決は、道路公害について、国と阪神高速道路公団の責任を認め、被害住民に賠償金を支払えと命じた。判決文の中では、「わが国でも自動車の急増の結果、昭和30年代に入ると自動車の排気ガスが社会問題化しはじめ、同年代半ばには排気ガス中の窒素酸化物にも注意が向けられるようになり、科学的な知見は十分でなかったものの、その危険性を警告する見解も示され、地方自治体の調査も始まり」と、私の主張が全面的に認められた形になっている。

資料を徹底的に収集して、事実を一つ一つ確定して、真実に迫っていった結果、国側証人の虚偽を打ち破ることが出来たのである。

実は『西淀川公害～大気汚染と被害の歴史』と題した拙著刊行のいきさつは、次のとおりであ

る。私は西淀川公害訴訟において証言台に立つことになった。「大阪府と西淀川の工業化と公害問題の歴史」について証言することになったのである。そこで勉強しなければならなくなった。いちばん良い勉強の方法は、本を出すことである。資料収集能力と分析能力に秀でた弁護士諸氏に助けられ、教えられ、8年の歳月を要して『西淀川公害』が完成した。裁判所に出廷したとき、丁度ゲラ刷り校正段階であった。頭がいちばん冴えていたのである。それにしても、『西淀川公害』に引用され、使用された資料の膨大なことに気づいて欲しいものである。本の性格上、注をつけないで、本文中に吸収した形で明記しているので見逃しがちになるが、わかって頂きたいものである。

もうひとつの拙著『大阪大空襲～大阪が滅亡した日』(東方出版、1985年)で使用した日米双方の資料も膨大であったし、体験談を聞かせて頂いた人も100人ぐらいだったろうか。そして、この本は増刷ごとに多くを修正している。『西淀川公害』は1箇所だけ、修正したい箇所があるのだが、2刷以後売れないので直せないでいる。

歴史学(近現代史)における資料の役割を、以上に記したことから理解して頂きたい。そして研究者に対しては、法廷証言としても立派に通用するだけの正確さと厳密さを備えた論文を書いて頂きたいと要望する。学会誌を見ると、反対尋問ですぐ崩れてしまいそうな論文が案外に多い。資料の収集と分析の能力に欠けた歴史家は、存在の意味がない。

4. 資料は無くなる

『歴史と神戸』213号(1999年4月刊行予定、神戸史学会)に横山澄男氏の「住民運動と資料保存～70年代尼崎公害運動の聞き取りの中で」が掲載されているが、その中に次のようなくだりがある。

住民運動の資料はほとんど残されていないのが普通です。保存していても転宅とか、本人が死亡するとすべてが処分されてしまいます。43号線関係で見ても、その運動の中心的人たちが亡くなっています。連合会代表で原告団長の森島千代子さん、原告団副団長の前山美代子さん、2代目事務局長の光伸浩さんも亡くなりました。このうち前山さんを除いては、資料はまったく残っていません。

横山氏の叙述によると、団結小屋の「座り込み日誌」(大学ノート6冊)をはじめ、市民連絡会や患者会の資料、個人がダンボール箱などに詰めて保存している資料などがあるとのことで、尼崎の資料保存状態は良い方であると思う。だが、森島さんや光氏のような住民運動の中核部にいた人たちの所蔵資料が皆無ということは、やはりショックである。また高砂芳文氏(最初の事務局長)の場合は、阪神大震災で「作業場がつぶれ、そこにいっぱい保存していた資料も手がつけられず処分された」とのこと。高砂氏が運動に占める位置からして、これは残念な話である。たしか1971年夏、高砂氏らが中津コーポ高速道路に反対する会に共同闘争を申し入れに來られたことから、府県境を越えた住民運動の連帯が始まり、暫くのあいだ、光氏や高砂氏らの43号線グループは大阪の道路公害反対闘争において、中心的役割を担ったものである。

中津コーポ高速道路に反対する会の事務局長、ついで代表であり、道路公害反対運動大阪連絡会議の議長を務め、先駆的な住民運動に関わった私であるが、関連資料はほとんど消滅している。光・高砂両氏の消滅資料を私の側から補うわけにはいかないのである。歴史家のくせにとは、自分でも思う。だけど、膨大に執筆した機関誌などを始め、ビラ、ポスター、アピール、決議文、要求書、請願書、交渉メモ、他団体からの連絡、新聞記事のスクラップなど、勤務と仕事と住民

運動のかたわら、整理・保存する時間もエネルギーもなかった。もし保存しておれば、私の家には私の寝る場所が無くなっている。京都府立総合資料館が住民運動の機関紙を収集し、保存するというので、私は同館に寄贈を続けた。相当程度の機関紙は同館に所蔵されているはずと安心している。要するに、公立・公設の資料館があれば、資料の消滅はある程度避けられるということである。

歴史家として資料の重要性を説く私が、住民運動のリーダーとしては資料保存に失敗している。資料の保存はむずかしいということであろう。それに、こういうこともある。新聞記者などマスコミ関係者の求めによって、資料を貸した場合、ほとんど戻ってこないという事実。そして、保存されずに消滅している。また、研究者が研究したい、論文を書きたいと訪ねてくる。1部しかない資料を貸す。ところが永遠に帰ってこない。こういうことも、私の手元から資料が無くなった原因でもある。

最後に本庄栄二郎氏の次の言葉を記しておく。「資料には多少の誤りがあるにしても、資料の収集はやはり必要である。資料なくしては歴史の編纂はできない。」

小山仁示(関西大学文学部教授)